

福岡労務管理事務センター

〒810-0063 福岡県福岡市中央区唐人町1丁目12-31-308号

Tel:092-741-2183 / Fax:092-741-2184 / E-mail:f-roumukanri@luck.ocn.ne.jp



**信頼によって結ばれた顧問先との強い絆。
これからも「人事・労務のオンリーワン」を
目指してまいります。**

当事務所は「信頼」を大切に考えております。35年超の事務所運営において、顧問先から一定の評価をいただいていたのも、所長を始め、スタッフ一同が人との関わり合いや出合いを大切にしてきたからだと自負しております。顧問先から信頼を頂いているというその充実感を日頃の業務の遂行に反映させて、当事務所は全ての人事・労務の分野で、これからも「オンリーワン」を目指してまいります。

**時流に合った就業規則を、一緒に作ってまいりましょう！
開業以来100件余りの就業規則を作り上げてきた実績で、
ご要望にお応えします。**



就業規則は、あくまでも企業繁栄の手段としての
ものでなければなりません。加えて、その中で
経営者の構想やビジョンを伝えることも必要です。
ですから、既存の雛形や、それをベースにしたおざ
なり就業規則では、従業員にも世間にも通用しま
せん。

当事務所では、その豊富な経験と未来を見据え
た確かな判断で、お客様の要望を盛り込んだ新しい規則を作ります。従業員の方にも
読みやすく、誤解が生じない表現が当事務所が作成する就業規則の特徴です。

**これからは、高齢者の確かな技術と豊かな経験を活かす
時代です。**

ますます進展する高齢化社会において、高齢者の活用と賃金・年金の相関関係は必ず
出てくる問題です。「企業の負担を抑え、個人の収入も確保する」 また、「それをいかに
経営と合致させるか」。これからの企業に課された命題をご一緒に解決いたします。

適正な労使関係構築のために・・・。

企業の発展において、必要不可欠なものは「人・もの・金」であります。その中でも
特に重要なものは「人」つまりは、労使関係です。当事務所は、企業のパートナーとし
て適正な労使関係を構築するためのアドバイスを行います。



Ishibashi Seiji
石橋 誠二

社会保険労務士事務所として35年以上
の実績があり、中小零細企業から大企業
までそれぞれのニーズにより、良きパート
ナーシップで事務所運営を行ってきまし
た。

社会保険労務士業務のみではなく、労働
保険事務組合や建設国保も完備してい
たします。また、高齢者の有効活用や助
成金についても実績があり、今後必ず
やってくる高齢化社会に対しても、企業
側の立場を考慮し、適切なアドバイスを
行っています。